

株式の分割に関する基準日設定公告

平成25年3月14日

株主各位

富山市清水元町7番8号
エヌアイシ・オートテック株式会社
代表取締役社長 西川 浩司

当社は、平成25年1月11日開催の当社取締役会において、平成25年4月1日（月曜日）付をもって、当社普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成25年3月31日（日曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は平成25年4月下旬にお届出住所にお送り申し上げます予定です。
- 平成25年4月1日（月曜日）付にて株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿に記録されることとなります。
- 株式の分割に併せ、平成25年4月1日付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。これにより、平成25年3月27日（水曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位は、1株から100株に変更されます。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等にお申し出下さい。